

那覇市立開南小学校いじめ防止対策基本方針

那覇市立開南小学校

1 本校の基本方針

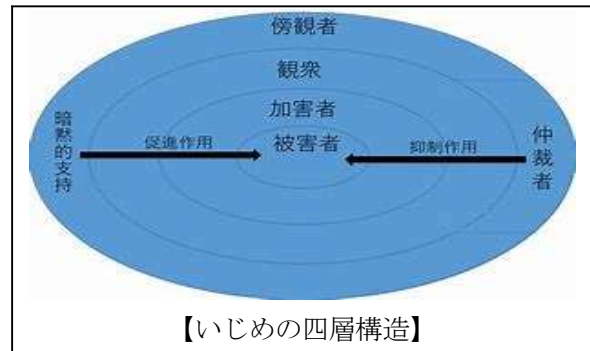
いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。これは、人権に関わる重大な問題である。いじめをはやし立てたり、傍観したりすることも絶対に許さないという姿勢で、いじめに対して全職員が強い姿勢で対処する。

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条に基づき、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる行為も含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめを防止するための基本方針

本校のいじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を計画し、展開することである。「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に認識させるとともに、職員自ら「いじめを許さない、見逃さない」という自覚をもつ。また、保護者や地域に伝えていくことも必要である。いじめが生じた場合は、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、心の傷が回復できるようにケアしていく。すべての児童に「いじめをしない。」「いじめに加わらない。」「いじめを放置しない。」等、いじめが心身に及ぼす影響が深刻なことを認識させるとともに、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。



2 学校の現状

子どもたち同士は素直で仲が良く、学校行事、各スポーツ大会等に積極的に参加し、コンクール等の入賞者も多い。また、サッカー部と野球部是那覇地区や県大会でも優秀な成績を収めている。保護者も朝の立証や読み聞かせ、また周りの子どもたちへの声掛けなど、保護者同士で子どもたちを見守っている。

学校内では、毎月「人権の日」やいじめに関するアンケート「おしえてアンケート」を実施し児童の様子を把握している。また、年3回の教育相談週間を実施している。更に毎月1回、児童支援対策委員会を定期的に開催している。校長、教頭、教務、学年代表、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談員等が参加し、各学年の子どもたちの学校生活状況、欠席や遅刻、不登校、いじめに関する情報を共有し、問題解決に向けて取り組んでいる。

3 いじめの防止等の指導体制・組織的な対応

(1) 日常的な指導体制

① 教職員による指導について

- (ア) 児童理解(生徒指導)に関する部会(児童支援対策委員会)の開催と情報共有の場の設定及び児童への指導
- (イ) いじめを見逃さない体制の確立と児童への周知
- (ウ) 「わかる授業」「参加する授業」の実践
- (エ) 学校経営、学年・学級経営を軸に児童の居場所づくりと支持的風土の醸造
- (オ) キャリア教育の視点をあてた教科・道徳・特別活動の指導と社会体験の推進
- (カ) 地域行事(那覇祭り、旗頭フェスタ等)の参加の奨励
- (キ) 学校行事、クラブ活動、児童会活動による異学年交流の推進

② 児童理解(児童支援対策委員会)の体制

毎月一回、児童支援対策委員会を開催し、各学年の児童の状況報告を共有する。問題行動、いじめ等が発覚した場合は、解決策を話し合い、関係機関と連携して対処する。また、その情報は、職員会議等で児童支援対策委員会担当が報告し、学校全体で共有する。

(2) 未然防止

- ① 学習規律・生活規律、支持的風土のある学年、学級経営
- ② 人権教育の推進
- ③ 「わかる授業」「参加する授業」の授業改善
- ④ 道徳教育の推進
- ⑤ 特別活動による話し合い活動と学級づくり
- ⑥ ネットを介した事件・事故防止に向けての取り組み
- ⑦ 非行防止教室の実施

- ⑧ いじめに関する研修会の実施
- ⑨ 保護者への啓発
- ⑩ 児童支援対策委員会の開催と職員間の情報共有
- ⑪ 教育相談員、アシスト相談員、スクールカウンセラー等との意見交換

(3) 早期発見

- ① 教師は、常に子どもの言動、表情、行動、出席状況等の把握に努め、児童の変容を見逃さない
 - (ア) 児童観察、毎月の「おしえてアンケート」の実施
 - (イ) 年3回(5月・9月・12月)の教育相談週間の実施
 - (ウ) 学校SC、教育相談支援員、小中アシストと連携した教育相談の推進
 - (エ) こ小中間の連携
 - (オ) 地域との情報交換(校区夜間街頭指導等)
- ② いじめの兆候を見逃さない姿勢
 - (ア) 登校を渋り・欠席が多くなる状況(理由なし欠席等)
 - (イ) 物隠し、机の落書き等
 - (ウ) 集団によるからかい
 - (エ) 一人になることが多い
 - (オ) 特定の子を周囲が避ける行動

(4) 早期対応

いじめの兆候が見られた又は重大ないじめがあった場合、速やかな状況把握と職員間の報告を行う。

- ① いじめられている本人や周りから聞き取りをし、状況を把握する。
- ② いじめに発展しない指導を行う。
- ③ 学年間の職員(担任・学年主任)・専科・連絡と生徒指導主任、教頭及び校長への事実報告を行う。
- ④ 重大ないじめの場合、校長、教頭の判断を仰ぎ、緊急に児童支援対策委員会(いじめ防止対策委員会も含める)又は職員集会を開き、現況を報告する。

(5) ネット上でのいじめ事前防止と対応

- ① 情報モラル教育を通して、メール、ライン等の送受信についてマナー指導を行う。
- ② ICT支援員や警察関係職員による非行防止教室「サイバー犯罪」を計画・実施し、情報モラルについて正しい知識を身につける。

(6) いじめ解消について

「いじめ解消の定義」(問題行動調査)

- ① 行為が止んで、少なくとも3ヶ月経過
 - ② 心身の苦痛を感じていないか面接等により確認
- } ①②の2つの要件を満たすこと

※加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことはいじめが解消したと判断するのではなく、注意深く見守り続け、被害者や保護者への面接等を続ける必要がある。

(6) 指導計画

月	取り組み内容	行事関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導(児童理解)の方針 ・よいこの一日の内容確認 ・児童理解部会、いじめ防止対策委員会の位置づけについて ・児童支援対策委員会(児童の情報交換) ・いじめの定義を共通確認 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告(担当) ・三者面談による情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談(情報交換) ・春の遠足(仲間作り)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会(各学年の現状報告) ・人権アンケート(おしえてアンケート)実施 ・教育相談週間①の実施 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告(担当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一年生を迎える会(異学年交流) ・教育相談(居場所作り) ・学級保護者会(情報交換)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会(各学年の現状報告) ・人権アンケート(おしえてアンケート)実施 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告(担当) ・教育相談(児童の情報把握) 	
7月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会(児童の情報交換) ・那覇警察署による「非行防止教室」(中・高学年は薬物乱用防止含む) ・人権アンケート(おしえてアンケート)実施 ・個人面談による情報交換 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告(担当) ・いじめに関する職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談(情報交換) ・自然教室(絆作り) ・学校保健委員会(情報交換)
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会(各学年の現状報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(居場所作り)

9月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 ・教育相談週間②の実施 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・情報教育インストラクターによる「SNS教室」予定 ・法務局人権委員による「人権教室」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行（絆作り）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 ・児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旗頭フェスタ（絆作り） ・運動会（居場所作り・絆作り）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（児童の情報交換） ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・人権アンケート（おしえてアンケート）実施 ・教育相談週間③の実施 ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（居場所作り） ・音楽発表会（居場所作り・絆作り）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援対策委員会（各学年の現状報告） ・職員会議、児童支援対策委員会の報告と情報共有 ・上山中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業を祝う会（異学年交流）

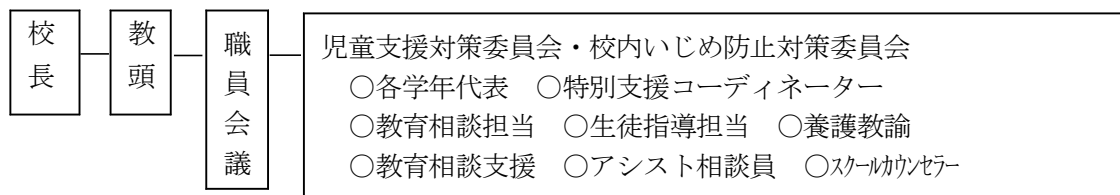
4 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 名称 「児童支援対策委員会・校内いじめ防止対策委員会」

(2) 部会・委員会のねらい

- ① 児童の生活規律・生徒指導に関わる情報交換を行い、一人一人の児童理解に努める。
- ② いじめや問題行動、不登校等に関し、早期発見、共通理解、早期解決に努める。
- ③ 委員会を通して、生徒指導の共通理解の下に学校の教育活動全体を通して実践する。

【児童支援対策委員会・校内いじめ防止対策委員会】



(3) 部会の位置づけ

- ① 毎月1回、第1週目木曜日
- ② 時間・・・16時10分～16時45分

(4) 部会の主な内容

- ① 各学年の状況報告（1年～6年、特別支援学級）
- ② 養護、教育相談員、特別支援学級コーディネーター、スクールカウンセラーの状況報告
- ③ 気になる児童生の様子について
- ④ 問題行動に関する事
- ⑤ いじめに関する事（定期的なアンケートや教育相談週間の実施）
- ⑥ 発達障害に関する事
- ⑦ 不登校に関する事

- ⑧ 生徒指導に関すること
- ⑨ 今月の生活目標について
- ⑩ 夜間街頭等の告知
- ⑪ その他話し合いたいこと
- ⑫ 校長、教頭の話

(5) いじめ対応の流れ

